特定非営利活動法人 監獄人権センター 定款

２００５年７月２７日定款変更認証
２０１３年７月２３日定款変更届出
２０１８年１２月４日定款変更届出

第１章 総則

（名称）
第１条　この法人は特定非営利活動法人監獄人権センターと称する。英文では、Center for Prisoners' Rights Japan と表示する。

（事務所）
第２条　この法人は事務所を東京都新宿区に置く。

（目的）
第３条　この法人は、被拘禁者及び関係者への支援、建設的な刑事政策の提言及び社会教育を実施することによって、日本社会における人権状況の向上と犯罪の防止に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は前条の目的達成のため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第２条別表に掲げる項目のうち、次の活動を行う。
(1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 国際協力の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) 被拘禁者及び関係者への適切な情報提供と助言
(2) 建設的な刑事政策の提言及び社会教育の推進
(3) 刑事政策に関連する資料の収集と研究

(4) 関連団体および関係する国際機関との情報交換・協力、連絡調整

(5) 前記の活動に関する機関紙の発行、講演会、報告会、文化事業等を通じての広報活動
(6) 前記事業を行うための募金活動
(7) 前記事業に要求される知職と技能を持ち、専門的に従事することのできる人材の育成
(8) その他、この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第２章　会員

（会員の種別）
第６条　この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。
(1) 正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
(2) その他の会員　別の規則において定めた会員

（正会員の入会及び会費）
第７条　この法人の正会員となろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない。理事会は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。
２　理事会は、正会員としての入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
３　正会員の会費の額は、総会において別に定める。

（正会員の資格の喪失）
第８条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 退会届を提出したとき。
(2) 本人が死亡したとき。
(3) 会費を１年以上滞納したとき。
(4) 除名されたとき。

（正会員の退会）
第９条　正会員は、別に規則で定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。
（正会員の除名）
第１０条　正会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。
(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
(3) 前項の規定により正会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(その他の会員の入会、会費、資格の喪失、退会及び除名)
第１１条　第６条第２号規定の会員の入会、会費、資格の喪失、退会及び除名の手続については、別に規則で定めるほか、第７条乃至前条に準ずる。但し、第８条第２号の規定は、「本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき」と読み替える。

(拠出金品の不返還)
第１２条　会員が会費期間中途で会員資格を喪失した場合であっても、すでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第３章　役員

(種別および定数)
第１３条　この法人に次の役員を置く。
(1) 理事　３人以上１０人以下
(2) 監事　１人以上２人以下
２　理事のうち、１人を代表理事、１人若しくは２人を副代表理事、１人を常務理事とする。

(選任等)
第１４条　理事の内３分の２は、総会において選任し、３分の１は、総会の承認を経て、代表理事が委嘱する。監事は総会において選任する。
２　代表理事、副代表理事及び常任理事は、理事会において理事の互選とする。
３　役員のうちにはそれぞれの配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、
又は当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は理事又は法人の職員を兼ねることができない。
５　法第２０条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
６　この法人の支援対象となる者は、この法人の役員になることができない。

（職務）
第１５条　代表理事はこの法人を代表してその業務を統括する。
２　副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
３　常務理事は、代表理事を補佐し、理事会の決議に基づきこの法人の事業を遂行する。
４　理事は、理事会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。
５　監事は次に掲げる職務を行う。
(1) 理事会の業務執行状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前二号の親定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は２年とする。但し、再任を妨げない。
２　補欠又は増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
３　前二項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選任されていないときは、その任期を、任期の末日後最初の総会が終結するまで伸長する。
４　役員は、辞任又は任期満了の後においても第１３条第１項に定める最少の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）
第１８条　理事が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理

事総数の３分の２以上の議決によりこれを解任することができる。この場合、その理事に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。ただし監事の解任は総会において行う。
(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
(2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

（報酬等）
第１９条　役員はその総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第４章　会議

（種別）
第２０条　この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。
２　総会は通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）
第２１条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２２条　総会は次の事項を議決する。
(1) 事業報告および決算
(2) 事業計画および予算
(3) 役員の選任または解任
(4) 定款の変更
(5) 合併
(6) 解散
(7) 入会金および会費の額
(8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）
第２３条　通常総会は、毎年一回開催する。
２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求があった場合
(2) 正会員の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第１５条第５項第４号の規定により監事から招集があったとき。

（総会の招集）
第２４条　総会は、前条第２項第３号の場合を除き代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときはその日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）
第２５条　総会の議長はその総会において出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２０条　総会は、正会員の１０分の１以上の出席がなければ開催できない。

（総会の議決）
第２７条　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　総会において、第２４条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の２以上の同意があった場合は、その限りでない。
３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（総会の表決権等）
第２８条　正会員の表決権は平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

（総会の議事録）

第２９条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 正会員総数および出席者数（書面表決者等は、その数を記載する）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人２人が、記名押印、又
は署名しなければならない。

（理事会の構成）
第３０条　理事会は理事をもって構成する。
２　監事は理事会に出席し意見を述べる事ができる。

（理事会の権能）
第３１条　理事会はこの定款に別に定める事項の他、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) その他、この法人の運営に関する必要な事項

（理事会の開催）
第３２条　理事会は次に掲げる場合に開催する。
(1) 代表理事が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の要請があったとき。

（理事会の招集）
第３３条　理事会は、代表理事が招集する。
２　代表理事は、前条第２号の規定による要請があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面でもって、少なくとも５日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときは、理事の過半数の同意を得て、この期間を短縮することができる。

（理事会の議長）
第３４条　理事会の議長は、代表理事若しくは代表理事が指名したものがこれにあたる。

（理事会の定足数）
第３５条　理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

（理事会の議決）
第３６条　理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
２　理事会において、第３３条第３項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の３分の２以上の同意があった場合は、その限りでない。
３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

（理事会の表決権等）
第３７条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、前２条の規定の適用については出席したものとみなす。

（理事会の議事録）
第３８条　議長は、理事会の議事の経過および次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時および場所
(2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者等は、その数を記載する）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要および議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第５章　資産および会計

（資産の構成）
第３９条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費、
(3) 寄付金品
(4) 財産から生ずる収入
(5) 事業に伴う収入
(6) その他の収入

（資産の管理）
第４０条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）
第４１条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（事業年度）
第４２条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年の３月３１日に終わる。

（事業計画および収支予算）
第４３条　この法人の事業計画および収支予算は、代表理事が作成し、毎事業年度ごとに理事会の議決を経、総会の承認を得なければならない。
２　事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

（暫定予算）
第４４条　前条の規定にかかわらず、事業年度開始までに予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出と見なす。

（予備費）
第４５条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（事業報告および決算）
第４６条　この法人の事業報告書、貸借対照表、収支計算書および財産目録は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。
２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第６章　定款の変更、解散等
（定款の変更）
第４７条　この定款は総会において出席した正会員の３分の２の議決を経、かつ法第２５条第３項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更する二とができない。ただし可否同数のときは議長の決するところとする。

（解散）
第４８条　この法人は次に掲げる事由により鮮散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産
(6) 法第４３条の規定による設立の認証の取り消し
２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経なければならない。
３　第１項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（清算人の選定）
第４９条　この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による滑算を除く。

（残余財産の帰属先）
第５０条　この法人が解散の際有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人又は社団法人・財団法人に譲渡するものとする。ただし可否同数のときは議長の決するところによる。

（合併）
第５１条　この法人は総会において出席した正会員の３分の２以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第７章　雑則
（公告の方法）
第５２条　この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行う。ただし、特定非営利活動促進法第 31 条の 10 及び第 31 条の 12 の公告は官報に掲載して行う。

（事務局）
第５３条　この法人は事務を処理するため事務局を置く。
２　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

（細則）
第５４条　この定款の実施に関しては必要な規則は理事会の議決を経て代表理事が別に定める。

附則
１　この定款は法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は別表のとおりとする。
３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人
の成立の日から 2003 年の定期総会の日までとする。
４　この法人の設立当初の事業年度は第４２条の規定にかかわらず、法人成立の日から 2003 年 8 月 31 日までとする。
５　この法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第４３条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
６　この法人の設立当初の正会員の会費は、第７条第３項の規定にかかわらず、一年間あたり 3,000 円、5,000 円、10,000 円の３種とする。いずれの会費を支払うかについては、当該会員の選択によるものとする。

別表　設立当初の役員

代表理事	村井　敏邦
代表理事	菊田　幸一
理事	海渡　雄一
同	田鎖麻衣子
同	桑山　亜也
同	末廣　哲
監事	阿部　圭太

